

平成 28 年 7 月 22 日

(地域住宅リフォーム推進協議会様向け)

**平成 28 年度 『地域住宅リフォーム推進事業』  
実施要領及び契約手続き等説明資料**

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

関連書式は、下記よりダウンロードできます。

<http://www.j-reform.com/chiiki/index.html>

## 【目次】

1. 事業の趣旨	1
2. 事業者の要件	1
3. 対象とする事業	1
4. 事業期間、申請期限及び完了報告の期限	5
5. 事業実施申請に必要な書類	5
6. 事業完了報告に必要な書類	7
7. 事業費の支払い	7
8. 事業内容の変更	7
9. 事業実施組織の責務	7
10. 事業確認	7
11. 事業の主な流れ	7
12. 送付先・問い合わせ先	8
●お知らせ 「平成 28 年度 住宅リフォーム推進フォーラム」について	8

## 【様式等】

様式 1 地域住宅リフォーム推進事業実施申請書	12
(参考 1 様式 1 の記入例)	13
様式 2 地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書	14
(参考 2 様式 2 の記入例)	15
様式 3 経費積算内訳	16
(参考 3 様式 3 の記入例)	18
様式 4-1 地域住宅リフォーム推進事業完了報告書	19
様式 4-2 地域住宅リフォーム推進事業成果報告書	20
(参考 4 様式 4-2 の記入例)	21
様式 4-3 講習会の報告書	23
様式 5 請求書	25
様式 6 事業変更申請書	26
契約書(案)	27
(契約書は、「仕様書」と「様式 2 地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書」を含む。)	

## 1. 事業の趣旨

本事業は、住宅リフォーム市場の環境整備を推進するために、地域住宅リフォーム推進協議会（以下、「地域協議会」という。）等が行う活動を、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会（以下、「リ推協」という。）が支援するものです。リ推協では本事業を5年間（平成28年度～平成32年度）実施する予定としておりますが、国土交通省からリ推協への補助がその間で打ちきりとなったときは、その時点で終了となりますことをご了承ください。

今年度は、中古住宅・リフォームトータルプランに基づいて住宅リフォーム及び中古住宅購入の推進を図るために、減税等の住宅リフォーム支援制度や耐震・省エネ・バリアフリー・同居対応等のリフォーム等について、消費者への浸透に重点を置きつつ相談体制のさらなる整備、充実を図ろうとするものです。

※中古住宅・リフォームトータルプラン

国土交通省が、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に示された「中古住宅・リフォーム市場の倍増」に向け、新築中心の住宅市場から、リフォームにより住宅ストックの品質・性能を高め、中古住宅流通により循環利用されるストック型の住宅市場への転換を図るために、今後講ずべき施策についてとりまとめたもの。

## 2. 事業者の要件

本事業は、地域協議会の事務局となる組織（ただし、地域協議会が設置されるまでの間は、地域協議会の準備組織又は地域協議会の事務局となることが予定される組織）で、常設で所要の契約・事務処理能力を有する組織とします。原則として、従前からの公益法人や、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人等を対象とします。（例：「建築住宅センター」等のすまいづくり・まちづくりセンター、住宅供給公社等）

この条件に該当しない場合や地域協議会がない地域で対象とする事業を実施する場合は、個別にご相談ください。

## 3. 対象とする事業

対象とする事業は、次のとおりとします。ただし、(1)2)及び(1)3)並びに(2)1)の①又は②は必須となっておりますので、必ず事業計画に組み込んでください。

### (1) 地域協議会の設立・運営等

#### 1) 地域協議会の設立・運営

地域協議会の設立準備事務、地域協議会による会議の開催、協議会名簿、会議資料の作成等。

#### 2) 事業の継続（必須）

将来、リ推協からの補助が終了した後も、地域協議会として地域住宅リフォーム推進事業を継続していくための方策検討。

#### 3) 相談窓口の運営（必須）

消費者からの住宅リフォームを主とした住宅に関するニーズを一元的に受け付け、複数の専門家（建築士、弁護士、宅建業者、司法書士、税理士、ケアマネージャー、ファイナンシャルプランナー等の団体又は個人）と連携して、的確に助言・提案を行う相談窓口を設置し、運営（平成28年度中の運営予定を含む。）していることが必須となります。

## (2) 住宅リフォームに関する講習会の開催

### 1) 消費者向け講習会（必須。①又は②のどちらか一方は実施すること。）

#### ①リ推協企画の消費者向け講習会

##### a.講習会の内容

リフォームの進め方と消費者支援制度、リフォームの減税制度等をテーマとするもので、リ推協がプログラムを企画します。

##### b.講習会の開催時期等

平成 28 年 10 月～平成 29 年 1 月。開催回数は、各都道府県、原則 1 回とします。

住宅リフォームセミナーと題して、①住宅リフォームのすすめ方（50 分）と②住宅リフォームの減税制度について（50 分）の講習を、休憩時間等を含め 2 時間程度で予定しています。

##### c.開催形態

地域協議会とリ推協との「共催」とさせていただきます。

また、都道府県等への「後援」依頼につきましては、各地域協議会よりお願いします。

##### d.テキスト等

リ推協が、テキスト及び資料を提供します。

##### e.リ推協と地域協議会との役割分担

リ推協企画の消費者向け講習会を実施する場合は、事務局より詳細資料を別途お送りしますが、役割分担等は、下表のとおりとなっています。

役割	リ推協	地域協議会
講習会開催企画・募集（日時決め、会場予約、チラシ作成、開催 PR、募集、都道府県への後援申請）	—	○
開催準備（テキスト提供、チラシのフォーマット提供等）	○	—
講師手配	○	(○) 指名の場合
受講申込受付（WEB、FAX、電話（消費者向けのみ））	(○) WEBのみ	○ FAX、電話
講習会運営（テキスト受入、会場セッティング、受付、司会・進行・挨拶、アンケートの配布・回収）	—	○
会場費（原則、6 万円程度まで）、講師の旅費・謝金の負担	○	—
講習会報告書の作成	—	○

※1 地域協議会の欄に「○」が付いているものは、原則、本事業の経費対象となります。

※2 リ推協の欄に「○」が付いているものは、リ推協が経費負担しますので、地域協議会は本事業の経費として計上できません。

##### f.費用負担

○リ推協が直接負担する費用（本事業で計上しない費用）

- ・講師の旅費、謝金
- ・会場費

○地域協議会が本事業（地域住宅リフォーム推進事業）で計上することができる費用

- ・会場運営、設営費用（人件費を含む。）

- ・アンケート回収、報告書作成・提出費
- ・事務局旅費
- ・広報費
- ・印刷費
- ・郵送費 他

②地域協議会企画の消費者向け講習会（その他の消費者向け講習会）

各地域協議会が独自に企画し、実施する講習会となります。

リ推協が作成する住宅リフォームに関する小冊子等の資料を、必要に応じて提供させていただきます。

2) 事業者向け講習会

③リ推協企画の事業者向け講習会（運営費については、別途委託契約をします。）

a.講習会の内容

長寿命化リフォーム、リフォーム支援制度、減税制度等をテーマとするもので、リ推協がプログラムを企画します。

b.講習会の開催時期等

平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月。開催回数は、各都道府県、原則 1 回とします。

長寿命化リフォームセミナーと題して、①住宅の「長寿命化リフォーム」について（80 分）と②住宅リフォームの減税制度について（80 分）の講習を、休憩等を含め 3 時間程度で予定しています。

c.開催形態

地域協議会とリ推協との「共催」とさせていただきます。

また、都道府県等への「後援」依頼につきましては、各地域協議会よりお願いします。

d.テキスト等

リ推協が、テキスト及び資料を提供します。

e.リ推協と地域協議会との役割分担

リ推協企画の事業者向け講習会を実施する場合は、事務局より詳細資料を別途お送りしますが、役割分担等は、下表のとおりとなっています。

役割	リ推協	地域協議会
講習会開催企画・募集（日時決め、会場予約、チラシ作成、開催 PR、募集、都道府県への後援申請）	—	○
開催準備（テキスト提供、チラシのフォーマット提供等）	○	—
講師手配	○	(○) 指名の場合
受講申込受付（WEB、FAX）	(○) WEBのみ	○ FAX
講習会運営（テキスト受入、会場セッティング、受付、司会・進行・挨拶、アンケートの配布・回収、CPD 名簿回収）	—	○
会場費（原則、6 万円程度まで）、講師の旅費・謝金の負担	○	—
講習会報告書の作成	—	○

※1 地域協議会の欄に「○」が付いているものは、原則、本事業の経費対象となります。

※2 リ推協の欄に「○」が付いているものは、リ推協が経費負担しますので、地域協議会は本事業（地域住宅リフォーム推進事業）の経費として計上できません。

f.費用負担（実施に当たり、事務局より詳細資料をお送りします。）

○リ推協が直接負担する費用（本事業で計上しない費用）

- ・リ推協が手配した講師の旅費、謝金
- ・地域協議会がリ推協の講師を指名し、リ推協が手配した講師の旅費、謝金
- ・会場費

○別途の委託契約費で賄うことができる費用（上限 16 万円程度）

- ・会場運営、設営費用（人件費を含む。）
- ・アンケート回収、報告書作成・提出費
- ・事務局旅費

○地域協議会が本事業（地域住宅リフォーム推進事業）で計上することができる費用

- ・広報費
- ・印刷費
- ・郵送費 他

④地域協議会企画の事業者向け講習会（その他の事業者向け講習会）

各地域協議会が独自に企画し、実施する講習会となります。

リ推協が作成する住宅リフォームに関する小冊子等の資料を、必要に応じて提供させていただきます。

### (3) 住宅リフォーム情報提供

#### 1) 消費者への情報提供

- ①リ推協が作成し、提供する消費者向けのパンフレット、チラシ、ポスター等の配布及び展示
- ②各地域協議会が独自に作成し、提供する消費者向けの情報提供（パンフレット、チラシ、ポスター、HP など）

#### 2) 事業者への情報提供

- ③リ推協が作成し、提供する事業者向けのパンフレット、チラシ、ポスター等の配布及び展示
- ④各地域協議会が独自に作成し、提供する事業者向けの情報提供（パンフレット、チラシ、ポスター、HP など）

### (4) 地域における住宅リフォーム事業者登録制度の設立・運営

リフォーム瑕疵保険への登録の有無、保険加入実績等の情報提供など。

### (5) 住宅リフォーム専門家（リフォームアドバイザー）派遣制度の設立・運営

建築士、増改築相談員、マンションリフォームマネージャー等に研修を行い、リフォームアドバイザーとして登録し、住宅リフォームで困っている消費者に相談等で派遣する制度です。各地域において独自に制度が運用されています。本事業（地域住宅リフォーム推進事業）の経費の対象は、制度の検討、運営、広報や制度説明会、アドバイザーの派遣等の費用となります。

### (6) 住宅リフォーム相談会等の開催

住宅リフォーム相談会の開催、住宅リフォームフェア等への参加など。

※消費者向け講習会 [(2)1)①、(2)1)②] 及び住宅リフォーム相談会等の開催 [(6)] は、「リフォームで生活向上プロジェクト」のイベントとして登録いたします。

「リフォームで生活向上プロジェクト」とは、国土交通省、経済産業省が後援となり、全国各地で様々なチャネルを通して行われる多くのイベント等を、官民協調して一体感を持って実施することで、住宅リフォームのメリットを消費者により広く周知し、住宅リフォームを促進する社会的なムーブメントを起すきっかけとするプロジェクトです。

#### 4. 事業期間、申請期限及び完了報告の期限

##### (1) 事業期間

平成 28 年 7 月 22 日（金）～平成 29 年 2 月 6 日（月）の間で設定してください。

##### (2) 申請期限

原則 平成 28 年 8 月 3 日（水）まで

ただし、今回の申請総額が予定事業額を超えない場合は、申請期間終了後も引き続き申請を受け付けます。

##### (3) 完了報告

平成 29 年 2 月 13 日（月）までに、完了報告書（正 1 部及び副 1 部）及びその電子データ一式を提出してください。

#### 5. 事業実施申請に必要な書類等

書類の提出部数は、1 部です。押印の上、郵送等でご提出ください。

また、各様式の電子データを、電子メール等でお送りください。電子データは、PDF ファイルに変換する必要はありません。

##### ①地域住宅リフォーム推進事業実施申請書（様式 1）

注：平成 28 年 6 月 16 日より、会長が交代（吉田忠裕 → 吉岡民夫）しております。

##### ②地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書（様式 2）

- ・記入例（P15）を参考に、実施する事業の事業分類番号に○印を記入し、事業分類ごとの事業計画の詳細を記載してください。
- ・事業分類に合致するが事業計画の内容に記載のない事項については、「その他」の項目の番号に○印を付け、具体的な事業計画の内容を記載してください。
- ・事業分類に合致しないものでも地域住宅リフォーム推進事業の趣旨に沿う内容であれば対象にできる場合がありますので、その際は推協へご相談ください。
- ・講習会等については、予定回数及び定員数を記載してください。

##### ③経費積算内訳（様式 3）

- ・記入例（P18）を参考に、事業分類番号に合わせて記載してください。
- ・複数の専門家との連携に係る費用は、計上できます。
- ・消費者からの面談による相談については、1 回目は無料、2 回目以降は一定額を相談者から徴収することとし、その額を差し引いた分を経費として計上してください。
- ・平成 28 年度の事業費は、原則 200 万円（消費税込み）とし、最大 250 万円までとします。

注 1：東日本大震災の被災地 3 県〔岩手県、宮城県、福島県〕及び熊本地震の被災地 2 県〔熊本県、大分県〕は、上限の目安を 300 万円とします。

注2：消費者向け講習会（リ推協企画）を実施する場合の講師謝金・旅費、会場費は、別途、リ推協で直接支援します。（事業計画には記載するが、積算内訳には計上しないください。）

注3：事業者向け講習会（リ推協企画）を実施する場合の講師謝金・旅費、会場費は、別途リ推協で直接支援します。（事業計画には記載するが、積算内訳には計上しないください。リ推協企画の事業者向け講習会の運営費については、別途委託契約をしますので、積算内訳には計上しないください。）

- ・地域協議会の人件費、通勤費、事業費（会議費、消耗品費、通信運搬費、事務所賃料、光熱費）は、支援の対象となる事業の直接事業費の50%の額を限度とします。

#### ■地域住宅リフォーム推進事業に係る経費について

1. 事業に係る経費は、以下に掲げる費目の他、リ推協が認めた経費とします。
2. 地域協議会運営に係る経費と地域住宅リフォーム推進事業の実施に係る経費とは、区分して整理してください。
3. 計上する金額は、内税としてください。（※の合計は、50%以下であること。）
  - (1) 人件費：事業に従事する職員に支払う給与など。 ※
  - (2) 旅費：事業執行のための出張、関係機関等との連絡などの交通費。
  - (3) 通勤費：当該事業を実施するための日常交通費。 ※
  - (4) 事業費：事業実施に要する次の費用
    - ①会議費：設立準備検討会、通常運営会議に要するコピー、茶代など。 ※
    - ②消耗品費：交通費、消耗器財費等消耗品など。 ※
    - ③印刷製本費：ポスターデザイン及びチラシ、パンフレット等の製本代等印刷費や報告書作成など。
    - ④通信運搬費：郵便、電信電話料及び運搬料など。（地域協議会の一般事務に係るものは、※）
    - ⑤諸謝金：専門家、講師謝金、相談員への謝金など。相談窓口業務に係る複数の専門家との連携に係る費用も計上できます。ただし、消費者からの面談については、1回目は無料、2回目以降は一定額を相談者から徴収することとし、その額を差し引いた分を経費として計上してください。
    - ⑥雑費：ホームページ開設・運営維持費、アルバイト賃金など。
    - ⑦使用料及び賃借料：総会会場費、その他研修会等会場借上、パソコンリースなど。
    - ⑧事務所賃料：スペース相当分。 ※
    - ⑨光熱費：事業相当分。 ※
    - ⑩その他：事務費として考えられるもので、上記に該当しないもの。具体的な内容を記載してください。
4. 本事業に計上できない例
  - ①リ推協企画の消費者向け講習会 [(2)1)①] の講師謝金・旅費、会議費
  - ②リ推協企画の事業者向け講習会 [(2)2)③] の講師謝金・旅費、会議費、会場設営費や準備、運営に係る人件費等



## 6. 事業完了報告に必要な書類

以下について、正1部・副1部を提出してください。また、その電子データも合わせて提出してください。電子データは、PDFにする変換する必要はありません。

①地域住宅リフォーム推進事業完了報告書（様式 4-1）

②成果報告書（様式 4-2）

契約書添付の事業計画書に記載された事業分類番号ごとにまとめて、事業計画書記載の事業計画の詳細との対応関係が分かるように記載してください。

③講習会（消費者向け、事業者向け）の報告書（様式 4-3）

平成 28 年度 消費者向け「住宅リフォームセミナー」、事業者向け「長寿命化リフォームセミナー」で作成していただいた報告書（様式）と同じものです。

④その他必要な書類

イベントや会議の様子を撮影した写真、会議次第、作成したパンフレット・ポスター、ホームページ等の出力、配布した資料等具体的事業実績が分かる資料を添付してください。

## 7. 事業費の支払い

①事業費の前金払いは、いたしません。

②事業完了報告書を受けた上で、3月末（予定）にお支払いします。

## 8. 事業内容の変更

①事業を進める中で、やむを得ず契約内容の変更をする必要が生じた場合は、リ推協担当者へご連絡ください。

②リ推協担当者との協議結果に基づいて、必要があれば、「地域住宅リフォーム推進事業変更申請書」（様式 6）をご提出いただき、変更契約の手続きを行います。

③事業変更の申請については、平成 29 年 1 月 13 日（金）までに行うものとし、以降の申請については受け付けませんので、ご注意ください。

## 9. 事業実施組織の責務

本事業の推進全般については、信義に従い誠実に実施してください。

## 10. 事業確認

事業実施申請書等の内容については、必要に応じて事業実施組織への問い合わせ、ヒアリング等を行い、事業確認をすることがあります。

## 11. 事業実施の主な流れ（P9 参照）

### (1) 事業実施申請書類の提出

希望する事業内容について、事業実施申請書類（様式 1、様式 2、様式 3）に記入の上、リ推協へ提出してください。

（「事業の継続」、「相談窓口の運営」及び「消費者向け講習会」（①又は②）は、必須となります。）

## (2) 事業実施申請書類の確認・審査

上記(1)の申請書類の内容をリ推協担当者が確認・審査し、リ推協内の委員会に報告し、承認を得ます。

## (3) 契約

リ推協が契約書（正・副）を作成し、申請者へお送りします。

収入印紙が貼付されていない契約書に地域協議会で収入印紙を貼付し、押印の上これを返送してください。（リ推協で収入印紙を貼付し、押印済みとなっている契約書は、地域協議会で保管してください。）

リ推協企画の事業者向け講習会を実施する場合の運営費については、別途委託契約を締結しません。

## (4) 事業の実施

上記(3)で締結した契約書に基づき、事業を実施してください。なお、別途再委託を要する場合は、リ推協の承認が必要となりますので、リ推協担当者と協議の上、必要な手続きを行ってください。

## (5) 事業完了報告書の提出

契約書記載の事業期間終了後、速やかに事業完了報告書等（様式 4-1、4-2、4-3 及びその他必要な書類）をリ推協に提出してください。事業計画どおりに事業が実施されているか等、リ推協担当者が報告書の内容を確認した後、リ推協内に設置した委員会に報告し、承認を得ます。事業完了時まで、リ推協担当者による事前チェックも受け付けておりますので、ご相談ください。

## (6) 請求

請求書（様式 5）をリ推協へお送りください。

## (7) 事業費の支払い

3 月末（予定）にお支払いします。

## 12. 送付先・問い合わせ先

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 担当：後藤、斎藤

〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 4 階

TEL 03-3556-5430 FAX 03-3261-7730 E-mail [chiiki@j-reform.com](mailto:chiiki@j-reform.com)

### ●お知らせ

**本事業（地域住宅リフォーム推進事業）の対象外です。**

#### 「平成 28 年度 住宅リフォーム推進フォーラム」について

各地域で実施している「平成 28 年度 地域住宅リフォーム推進事業」の報告と今後の事業推進の参考としていただくための情報交換会「平成 28 年度 住宅リフォーム推進フォーラム」を、下記内容で開催する予定としております。

1 名分の旅費交通費をリ推協より支給いたしますので、是非ご参加ください。

名 称：平成 28 年度 住宅リフォーム推進フォーラム

開催時期：平成 29 年 2 月中旬～2 月下旬

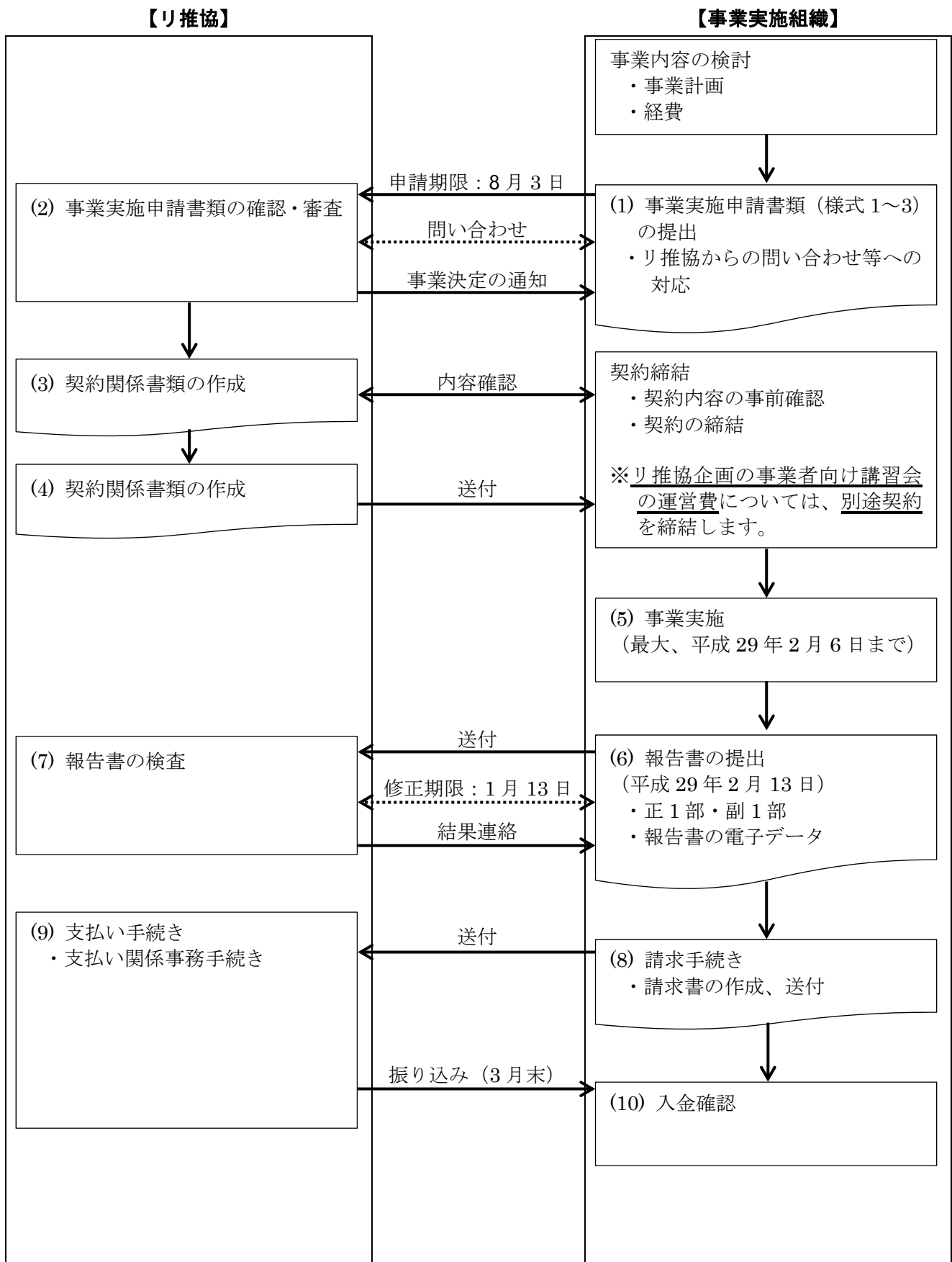
内 容：①最新の住宅関連施策等について（国土交通省）

（予定）②平成 28 年度地域住宅リフォーム推進事業の事例報告（地域協議会 3 団体）

③その他

※詳細については、確定次第ご案内いたします。

参考：事業実施の主な流れ



## 必須の事業

本年度の対象とする事業のうち必須としているものは、以下となっております。

### 3. 対象とする事業

#### (1) 地域協議会の設立・運営等

##### 2) 事業の継続（必須）

将来、リ推協からの補助が終了した後も、地域協議会として地域住宅リフォーム推進事業を継続していくための方策検討。

リ推協では本事業を5年間（平成28年度～平成32年度）実施する予定としておりますが、リ推協から地域協議会への補助が終了した後も、地域協議会として地域住宅リフォーム推進事業を持続的に実施できる見込みのあることが必須となります。

##### 3) 相談窓口の運営（必須）

消費者からの住宅リフォームを主とした住宅に関するニーズを一元的に受け付け、複数の専門家（建築士、弁護士、宅建業者、司法書士、税理士、ケアマネージャー、ファイナンシャルプランナー等の団体又は個人）と連携して、的確に助言・提案を行う相談窓口を設置し、運営（平成28年度中の運営予定を含む。）していることが必須となります。

消費者の住生活に関するニーズは、リフォームの設計・施工のほか、点検、維持補修、賃貸、売買、資金調達、介護、移住、同居・近居に関するものなど多岐にわたり、その動機やきっかけ、解消方法も多様となっています。一方で、これらのニーズを一元的に受け付け、適切に対応できる体制はなく、相談を受けた主体がその限られた専門領域で対応し、ニーズが十分解消されない等のケースがあります。そこで、住宅に関するニーズを一元的に受け付け、複数の専門家が連携し、多様な消費者ニーズに対して的確に助言・提案を行う相談窓口を設置することが必須となります。

これにより、住生活に関するニーズを満たすとともに、住生活に関する潜在需要を掘り起こし、市場の活性化を図ろうとするものです。

<相談に対する連携のイメージ>

相談例1：自宅での生活が困難になってきた高齢者からの相談

[連携する専門家]

ケアマネージャーと住宅事業者

○ケアマネージャーは、効果的な手すりの設置、介護保険の利用を提案

○住宅事業者は、リフォームによる在宅介護を提案

[予想される効果]

ケアマネージャーと住宅事業者が連携することにより、介護保険利用を含めたリフォームによる在宅介護提案が可能となる。

相談例 2：安心して既存住宅を購入する方法についての相談

[連携する専門家]

宅建業者と検査事業者

○宅建業者は、希望の物件を紹介

○検査事業者は、劣化箇所の指摘、維持保全計画を整備

[予想される効果]

宅建業者と検査事業者が連携することにより、現況や将来必要となる維持補修経費を把握した上での既存住宅購入が可能となる。

相談例 3：三世代同居についての相談

[連携する専門家]

建築士と税理士・ファイナンシャルプランナー

○建築士は、三世代同居に適した仕様のリフォーム計画を提案

○税理士・ファイナンシャルプランナーは、生前贈与を含めた資金計画を提案

[予想される効果]

建築士と税理士・ファイナンシャルプランナーが連携することにより、三世代同居に必要となるリフォーム計画・生前贈与を含めた資金計画等の提案が可能となる。

## (2) 住宅リフォームに関する講習会の開催

### 1) 消費者向け講習会（必須。①又は②のどちらか一方は実施すること。）

①リ推協企画の消費者向け講習会

②地域協議会企画の消費者向け講習会（その他の消費者向け講習会）

①リ推協企画の消費者向け講習会（平成 28 年 10 月～平成 29 年 1 月。講習時間 2 時間程度）又は②地域協議会企画の消費者向け講習会の開催が必須となります。

様式 1

平成 28 年度  
地域住宅リフォーム推進事業実施申請書

平成 年 月 日

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会  
会 長 吉 岡 民 夫 殿

申請者

(住 所)

(名 称)

(役職・氏名)

印

下記事業について、地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書に基づき実施したいので、事業実施申請いたします。

記

1. 事業名 平成 28 年度〇〇県地域住宅リフォーム推進事業
2. 事業費 金 円
3. 事業期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
4. 事業目的
5. 事務連絡先  
住 所 : 〒  
-----  
名 称 :  
担 当 者 : (役職) (氏名)  
電話番号 : FAX 番号 :  
E m a i l :

※必ず、押印の上、提出してください。

平成28年度  
地域住宅リフォーム推進事業実施申請書

平成28年〇〇月〇〇日

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会  
会長 吉岡民夫 殿

申請者  
(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
(名称) 〇〇県建築住宅センター  
(役職・氏名) 理事長 〇〇 〇〇 印

下記事業について、地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書に基づき実施したいので、事業実施申請いたします。

記

1. 事業名 平成28年度〇〇県地域住宅リフォーム推進事業
2. 事業費 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
3. 事業期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
4. 事業目的  
〇〇県住宅リフォーム推進協議会を通じ、.....  
.....  
.....  
.....消費者が安心できる適切なリフォームが行える環境整備の推進に寄与する。
5. 事務連絡先  
住所 : 〒000-0000  
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
名称 : 〇〇県建築住宅センター  
担当者 : (役職) 〇〇課長 (氏名) 〇〇 〇〇  
電話番号 : 00-0000-0000 FAX 番号 : 00-0000-0000  
E m a i l : abc@def.or.jp

※必ず、押印の上、提出してください。

様式2 平成28年度 地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書

事業名：平成28年度 ○○県地域住宅リフォーム推進事業

事業分類番号		実施する事業	事業計画の内容	事業計画の詳細
(1)地域協議会の設立・運営	(1)-1		地域協議会設立準備事務、地域協議会による会議の開催、協議会名簿、会議資料の作成等	
	(1)-2	○	○	将来、リ権協からの補助が終了した後も、地域協議会として地域住宅リフォーム推進事業を継続していくための方策検討
	(1)-3	○	○	住宅に関する一元的な相談窓口の設置・運営
	(1)-4			その他 ( )
(2)住宅リフォームに関する講習会の開催	(2)-①	○	○	リ権協企画の消費者向け講習会の開催
	(2)-②	○	○	その他の消費者向け講習会の開催 ( )
(3)住宅リフォーム情報提供	(2)-③			リ権協企画の事業者向け講習会の開催（運営費については、別途契約が必要）
	(2)-④			その他の事業者向け講習会の開催 ( )
	(3)-①			リ権協が作成・提供するパンフレット、チラシ、ポスター等の配布・展示（消費者向け）
	(3)-②			リフォームに関する消費者への情報提供（パンフレット、チラシ、ポスター等の作成、HP作成など）
	(3)-③			リ権協が作成・提供するパンフレット、チラシ、ポスター等の配布・展示（事業者向け）
	(3)-④			リフォームに関する事業者への情報提供（パンフレット、チラシ、ポスター等の作成、HP作成など）
(4)住宅リフォーム事業者登録制度の設立・運営	(4)-1			制度検討、設立準備、運営、広報、説明会開催等
	(4)-2			その他 ( )
(5)住宅リフォーム専門家(リフォームアドバイザー)派遣制度の設立・運営	(5)-1			制度検討、運営、広報、説明会開催、リフォームアドバイザー派遣等
	(5)-2			その他 ( )
(6)住宅リフォーム相談会等の開催	(6)			住宅リフォーム相談会の開催、住宅リフォームフェア等への参加など ( )

※講習会、説明会は、開催回数、各参加人数の見込数を記載して下さい。  
 ※(2)-①、(2)-②及び(6)は、「リフォームで生活向上プロジェクト」登録イベントとして、登録いたします。



様式 2 平成28年度 地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書

事業名：平成28年度 ○○県地域住宅リフォーム推進事業

事業分類番号		実施する事業	事業計画の内容	事業計画の詳細
(1)地域協議会の設立・運営	(1)-1)	○	地域協議会設立準備事務、地域協議会による会議の開催、協議会名簿、会議資料の作成等	総会・運営委員会を各1回開催。また、補助が終了しても事業継続できることの検討会を4回開催。
	(1)-2)	○	将来、リフォーム推進事業を継続していくための方策検討	リフォーム推進事業が終了した後も、地域協議会として地域住宅リフォーム推進事業を継続していく方策について、平成28年度中に算定する。
	(1)-3)	○	住宅に関する一元的な相談窓口の設置・運営	住宅に関する一元的な相談に対応するため、平成28年度中に電話受付窓口を開設するとともに、窓口での相談による相談を実施する。なお、相談相談は、初回は無料相談とし、2回目以降は10,000円/回の相談者負担とする。平成28年度は、建築士、宅建業者、ケアマネージャー、ファイナンシャルプランナーと連携して相談業務を実施する。
	(1)-4)	( )	その他	
(2)住宅リフォームに関する講習会の開催	(2)-①	○	リ推協企画の消費者向け講習会の開催	リ推協企画の講習会を1回開催。平成28年11月下旬、○○会館、定員100名(予定)
	(2)-②	○	その他の消費者向け講習会の開催	
(3)住宅リフォーム情報提供	(2)-③	○	リ推協企画の事業者向け講習会の開催 (運営費については、別途契約が必要)	リ推協企画の講習会を1回開催。平成28年12月中旬、○○市民会館、定員50名(予定)
	(2)-④	( )	その他の事業者向け講習会の開催	
	(3)-①	○	リ推協が作成・提供するパンフレット、チラシ、ポスター等の配布・展示(消費者向け)	
	(3)-②	○	リフォームに関する消費者への情報提供(パンフレット、チラシ、ポスター等の作成、HP作成など)	消費者向けパンフレットを○○部作成し、○○県住宅リフォームフェアで配布予定
(4)住宅リフォーム事業者登録制度の設立・運営	(3)-③	○	リ推協が作成・提供するパンフレット、チラシ、ポスター等の配布・展示(事業者向け)	リ推協発行の事業者向けパンフレットを、○○県住宅リフォームフェアで配布予定。
	(3)-④	( )	リフォームに関する事業者への情報提供(パンフレット、チラシ、ポスター等の作成、HP作成など)	
	(4)-1)	( )	制度検討、設立準備、運営、広報、説明会開催等	
	(4)-2)	( )	その他	
(5)住宅リフォーム専門家(リフォームアドバイザー)派遣制度の設立・運営	(5)-1)	○	制度検討、運営、広報、説明会開催、リフォームアドバイザー派遣等	○○県リフォームアドバイザー制度の設立PRチラシを○○部作成し、事業者等へ送付する。また、○○県リフォームアドバイザー制度の説明会を開催する。(○月上旬、○市、80名予定)
	(5)-2)	( )	その他	
(6)住宅リフォーム相談会等の開催	(6)	( )	住宅リフォーム相談会の開催、住宅リフォームフェア等への参加など	

※講習会、説明会は、開催回数、各参加人数の見込数を記載して下さい。  
 ※(2)-①、(2)-②及び(6)は、「リフォームで生活向上プロジェクト」登録イベントとして、登録いたします。

## 経費積算内訳

事業名：平成28年度 ○○県地域住宅リフォーム推進事業

(単位：円)

経費区分	金額	積算内訳	事業分類番号
人件費	0		
旅費	0		
事務費	0		
会議費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
諸謝金			
雑費			
使用料及び賃借料			
事務所賃料			
光熱費			
その他			
<b>合計</b>	<b>0</b>	—	

(備考)

1. 経費の区分は、人件費、旅費及び事務費に区分し、事務費区分は必要に応じて適宜加除し計上して下さい。
2. 事務費にあつては会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、諸謝金、雑費、使用料及び賃借料、事務所賃料、光熱費、その他に細分し計上して下さい。
3. 基本的に備品購入については、対象外とします。
4. 積算内訳の欄には、当該経費に係る額の算出についての積算の内訳を詳細に記載して下さい。
5. 事業分類番号欄には、当該経費により実施する事業分類番号を「様式2地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書」をもとに記載して下さい。
6. 旅費の積算内訳の欄は一式計上とせず、出張人数及び回数を記載して下さい。
7. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に( )書きして下さい。
8. 経費積算につき、一円未満の端数が生じた場合切り捨てして下さい。

■ 地域住宅リフォーム推進事業に係る経費について

1. 事業に係る経費は、以下に掲げる費目の他、リ推協が認めた経費とします。
2. 地域協議会運営に係る経費と地域住宅リフォーム推進事業の実施に係る経費とは、区分して整理してください。
3. 計上する金額は、内税としてください。(※の合計は、50%以下であること。)
  - (1) 人件費: 事業に従事する職員に支払う給与など。※
  - (2) 旅費: 事業執行のための出張、関係機関等との連絡などの交通費。
  - (3) 通勤費: 当該事業を実施するための日常交通費。※
  - (4) 事業費: 事業実施に要する次の費用
    - ① 会議費: 設立準備検討会、通常運営会議に要するコピー、茶代など。※
    - ② 消耗品費: 交通費、消耗器財費等消耗品など。※
    - ③ 印刷製本費: ポスターデザイン及びチラシ、パンフレット等の製本代等印刷費や報告書作成など。
    - ④ 通信運搬費: 郵便、電信電話料及び運搬料など。(地域協議会の一般事務に係るものは、※)
    - ⑤ 諸謝金: 専門家、講師謝金、相談員への謝金など。相談窓口業務に係る複数の専門家との連携に係る費用は計上できます。ただし、消費者からの面談による相談については、1回目は無料、2回目以降は一定額を相談者から徴収することとし、その額を差し引いた分を経費として計上してください。
    - ⑥ 雑費: ホームページ開設・運営維持費、アルバイト賃金など。
    - ⑦ 使用料及び賃借料: 総会会場費、その他研修会等会場借上、パソコンリースなど。
    - ⑧ 事務所賃料: スペース相当分。※
    - ⑨ 光熱費: 事業相当分。※
    - ⑩ その他: 事務費として考えられるもので、上記に該当しないもの。具体的な内容を記載してください。
4. 本事業に計上できない例
  - ① リ推協企画の消費者向け講習会[(2)1)①]の講師謝金・旅費、会議費
  - ② リ推協企画の事業者向け講習会[(2)2)①]の講師謝金・旅費、会議費、会場設営費や準備、運営に係る人件費等

## 経費積算内訳

事業名：平成28年度 ○○県地域住宅リフォーム推進事業

（単位：円）

経費区分	金額	積算内訳	事業分類番号
人件費	<b>164,000</b>		
	76,000	職員A@38,000円/1日当×2日×1名	(1)-1)
	88,000	職員B@22,000円/1日当×4日×1名	(1)(2)
旅費	<b>12,000</b>		
	12,000	・交通費2,000円×6人	(1)(2)
事務費	<b>1,822,000</b>		
会議費	0		
消耗品費	10,000	・事務用消耗品費	すべての事業
印刷製本費	650,000	・リ協企画講習会(消費者向け)チラシ印刷@100円×1,000枚	(2)-①
		・リ推協企画講習会(事業者向け)チラシ印刷@100円×500枚	(2)-③
		・消費者向けパンフ@200×2000部	(3)-②
		・リフォームアドバイザー-PRチラシ@100円×1000枚	(5)-1)
通信運搬費	194,000	・リ推協企画の講習会(消費者)チラシ送付@80円×1000枚	(2)-①
		・リ推協企画の講習会(事業者)チラシ送付@80円×400枚	(2)-③
		・消費者向けパンフ送料@200×200箇所	(3)-②
		・リフォームアドバイザー-PRチラシ送料@80円×400枚	(5)-1)
		・その他郵便、電信電話料10,000円	すべての事業
諸謝金	580,000	・相談対応建築士等 相談1回目 50,000円×10日	(1)-3)
		・相談対応建築士等 2回目以降 (50,000-10,000円)×2回	(1)-3)
雑費	184,000	・講習会(消費者向け)広告掲載料80,000円×2	(2)-①
		・リフォームアドバイザー-説明会アルバト賃金@8,000×3名	(5)-1)
使用料及び賃借料	100,000	・リフォームアドバイザー-制度検討会議会場費10,000円/回×2回	(5)-1)
		・リフォームアドバイザー-説明会会場費50,000円	(5)-1)
		・総会会場費30,000円	(1)-1)
事務所賃料	80,000	・事務所賃料@10,000×8ヶ月	すべての事業
光熱費	24,000	・光熱費3,000×8ヶ月	すべての事業
その他	0		
<b>合計</b>	<b>1,998,000</b>	—	

（備考）

1. 経費の区分は、人件費、旅費及び事務費に区分し、事務費区分は必要に応じて適宜加除し計上して下さい。
2. 事務費にあつては会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、諸謝金、雑費、使用料及び賃借料、事務所賃料、光熱費、その他に細分し計上して下さい。
3. 基本的に備品購入については、対象外とします。
4. 積算内訳の欄には、当該経費に係る額の算出についての積算の内訳を詳細に記載して下さい。
5. 事業分類番号欄には、当該経費により実施する事業分類番号を「様式2地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書」をもとに記載して下さい。
6. 旅費の積算内訳の欄は一式計上とせず、出張人数及び回数を記載して下さい。
7. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に（ ）書きして下さい。
8. 経費積算につき、一円未満の端数が生じた場合切り捨てして下さい。

平成 28 年度  
地域住宅リフォーム推進事業完了報告書

( 正 ・ 副 )

平成 年 月 日

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会  
会 長 吉 岡 民 夫 殿

(住 所)

(名 称)

(役職・氏名)

印

平成 年 月 日付契約の下記事業が完了したので、成果物を添えて報告いたします。

記

1. 事業名 平成 28 年度〇〇県地域住宅リフォーム推進事業
2. 事業費 金 円
3. 契約年月日 平成 年 月 日
4. 事業期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

平成 28 年度  
地域住宅リフォーム推進事業成果報告書

(1) リ推協からの補助が終了した後も、地域協議会が事業を継続できることの検討結果

(2) 相談窓口の運営

①相談窓口の設置状況

②連携した専門家の名称

(3) 会議開催、資料作成・配布等

事業 分類 番号	実施 日時	実施概要	実施場所	作成・配布等	対象・ 参加人数 等	添付 資料No.

平成 28 年度  
地域住宅リフォーム推進事業成果報告書

(1) リ推協からの補助が終了した後も、地域協議会が事業を継続できることの検討結果

例 1：検討の結果、事業継続できる見込みとなった。

例 2：次年度も引き続き検討することとなった。

(2) 相談窓口の運営

①相談窓口の設置状況

例：相談用の電話番号（00-0000-0000）を公開するとともに、相談会を年 6 回開催した。

②連携した専門家の名称

例：建築士、宅建業者、ケアマネージャー、ファイナンシャルプランナーと連携した。

(3) 会議開催、資料作成・配布等

事業分類番号	実施日時	実施概要	実施場所	作成・配布等	対象・参加人数等	添付資料No.
(1)-1)	H〇年 〇月〇日	総会開催	〇〇建築センター 会議室	—	〇〇人	資料 1
(1)-1)	H〇年 〇月〇日	運営会議開催	〇〇建築センター 会議室	—	〇〇人	資料 2
(1)-1) (1)-2)	H〇年 〇月〇日、 〇月〇日、 〇月〇日、 〇月〇日	事業継続の検討会	〇〇建築センター 会議室	—	〇〇人	資料 3
(1)-3)	H〇年 〇月〇日、 〇月〇日、 〇月〇日、 〇月〇日、 〇月〇日、 〇月〇日	相談会の開催	〇〇イベント会場	住宅リフォーム ガイドブック等	〇〇人、 〇〇人、 〇〇人、 〇〇人、 〇〇人、 〇〇人、	資料 4
(2)-①	H〇年 〇月〇日	住宅リフォーム講 習会(消費者向け)	〇〇会館 セミナ ールーム	講習会テキス ト(消費者編)	〇〇人	資料 5

参考 4 (記入例)

(2)-③	H〇年 〇月〇日	住宅リフォーム講習会(事業者向け)	〇〇市公民館 会議室	講習会テキスト(事業者編)	〇〇人	資料 6
(3)-②	H〇年 〇月〇日	消費者向けリフォーム冊子の作成・配布	〇〇イベント会場	消費者向けリフォーム冊子	〇〇部	資料 7
(3)-③	H〇年 〇月〇日	事業者向けパンフの配布	〇〇イベント会場	事業者向けパンフ	市町村各〇〇部	資料 8
(5)-1)	H〇年 〇月〇日	アドバイザー制度の周知チラシの配布	—	アドバイザー制度のPRチラシ	〇〇部	資料 9
(5)-1)	H〇年 〇月〇日	アドバイザー制度説明会	〇〇会館会議室	—	〇〇人	資料 10



(消費者向け「住宅リフォーム講座」、事業者向け「長寿命化リフォームセミナー」における報告書(書式3)と同じものです)

## H28年度 講習会の報告書

(該当する□を■にして下さい)

### ●開催概要

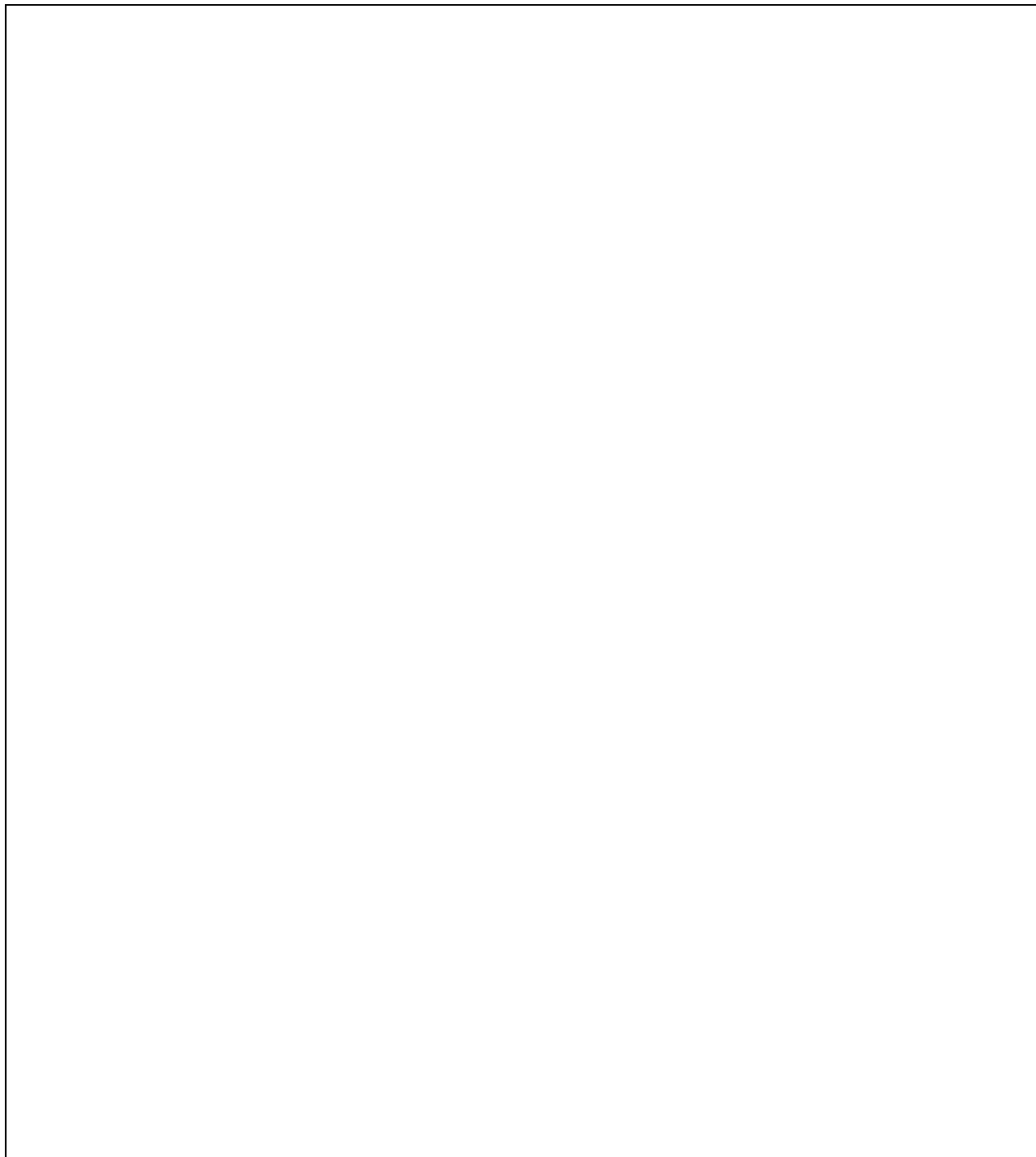
<input type="checkbox"/> 【消費者向け】住宅リフォームセミナー <input type="checkbox"/> 【事業者向け】長寿命化リフォームセミナー <input type="checkbox"/> 地域協議会 独自企画セミナー			
開催地 (都道府県名)		開催日	平成 年 月 日
団体名/ご担当者名			
会場名			
A. 事前申込数	B. 当日申込数	C. 出席者数	受講率(%) $C \div (A + B)$

### ●広報・周知活動について

依頼先(団体名等)	広報・周知活動の手段
①	<input type="checkbox"/> メール配信(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> FAX送信(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> 案内書郵送(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> 広報誌等に掲載 媒体名⇒ <input type="checkbox"/> ホームページに掲載 <input type="checkbox"/> 他 ⇒ 方法:
②	<input type="checkbox"/> メール配信(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> FAX送信(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> 案内書郵送(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> 広報誌等に掲載 媒体名⇒ <input type="checkbox"/> ホームページに掲載 <input type="checkbox"/> 他 ⇒ 方法:
③	<input type="checkbox"/> メール配信(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> FAX送信(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> 案内書郵送(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> 広報誌等に掲載 媒体名⇒ <input type="checkbox"/> ホームページに掲載 <input type="checkbox"/> 他 ⇒ 方法:
④	<input type="checkbox"/> メール配信(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> FAX送信(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> 案内書郵送(内訳 団体数:約 / 事業者数:約 ) <input type="checkbox"/> 広報誌等に掲載 媒体名⇒ <input type="checkbox"/> ホームページに掲載 <input type="checkbox"/> 他 ⇒ 方法:

- \* 必要に応じて列を増やし、全ての団体名等を記載してください。
- \* 今後の参考にいたしますので、具体的な記載をお願いいたします。

●開催風景（写真データを貼り付けてください）



●リ推協へのご要望等



請 求 書

金.....円也

ただし、(事業名).....平成 28 年度〇〇県地域住宅リフォーム推進事業

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会 御中

住 所

名 称

役職・氏名

印

振込銀行・支店名	口座名	口座種別	口座番号
・			

平成 28 年度  
地域住宅リフォーム推進事業変更申請書

平成 年 月 日

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会  
会 長 吉 岡 民 夫 殿

申請者

(住 所)

(名 称)

(役職・氏名)

印

平成 年 月 日付けで契約を締結した「平成 28 年度〇〇県地域住宅リフォーム推進事業」  
について、下記のとおり変更いたしますので、事業変更申請いたします。

記

1. 変更内容

- (1) 事業費 該当なし ・ 該当あり 金 \_\_\_\_\_ 円
- (2) 事業計画書 該当なし ・ 該当あり (別添「地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書」)
- (3) 経費積算内訳書 該当なし ・ 該当あり (別添「経費積算内訳書」)
- (4) 事業期間 該当なし ・ 該当あり (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)
- (5) その他 ( \_\_\_\_\_ )

2. 変更理由

別添のとおり

3. 事務連絡先

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

名 称 : \_\_\_\_\_

担 当 者 : (役職) \_\_\_\_\_ (氏名)

電話番号 : \_\_\_\_\_ FAX 番号 : \_\_\_\_\_

E m a i l : \_\_\_\_\_

## 契 約 書 (案)

事業名 平成 28 年度北海道地域住宅リフォーム推進事業

履行期間 自  
至

契約金額 金 円 (消費税額込)

上記の事業について、発注者 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 会長 吉岡 民夫を甲とし、受注者 を乙として、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

### (総則)

第 1 条 乙は別紙の仕様書に基づき、頭書の金額をもって、頭書の期間内に頭書の事業を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていないものがある場合には、甲乙協議して定める。

### (権利義務の譲渡等)

第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

### (委任または下請負の禁止)

第 3 条 乙は事業の全部または主体的部分を第三者に委任し、または請負させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

### (契約内容の変更・中止等)

第 4 条 甲は必要があるときは、事業内容を変更し、または、事業を一部中止し、若しくは打切ることができる。この場合において、履行期間または契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 乙は、前項の場合において損害を受けたときは、甲に損害の賠償を請求することができる。ただし、賠償額は甲乙協議して定める。

### (第三者に対する損害)

第 5 条 事業の実施について、第三者に損害をおよぼしたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その賠償の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(事業の完了及び検査)

第6条 乙は事業が完了したときは、甲の指定する方法により事業完了報告書を甲に提出し、検査を受けなければならない。

2 乙は前項の検査の際、甲から補正を指示された場合はただちにそれに従わなければならない。また、補正後の検査については前項の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第7条 乙は前条の検査に合格したときは、代金の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の適正な請求書を受領したときは、原則としてその請求月の翌月末までに代金を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞金等)

第8条 乙の責に帰する事由により事業の履行を怠り履行期限を経過したときは、甲は乙から延滞金を徴収することができる。

2 前項の延滞金の額は、履行期限到来額について履行期限の翌日から履行の完了した日までの日数につき年5パーセントの割合で計算した金額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により前条第2項の代金の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対して年3.6パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を請求することができる。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、履行期限または履行期限後相当の期間内に事業の完了の見込みがないことが明らかになったとき。

二 正当な事由がなく事業の着手時期を過ぎても事業に着手しないとき。

三 第3条または第11条に違反したとき。

四 第10条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

五 前4号のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 甲は、契約を解除した場合に事業の既済部分についてその部分につき契約の目的が達せられるときは、既済部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(乙による契約解除)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 第4条第1項の規定により事業の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

- 二 第4条第1項の規定により一時中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。
- 三 甲が契約に違反し、それにより事業を完了することが不可能となったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けた場合は、甲は乙と協議のうえ損害を賠償するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は頭書の事業を実施するにあたって知り得た甲の事業上の秘密を外部にもらし、または、他の目的に利用してはならない。

(遅延利息の徴収)

第12条 乙がこの契約に基づく違約金または延滞金を甲の指定する期限までに支払わないときは、甲は、その期限の翌日から納付を完了するまでの日数に応じ当該違約金または延滞金に対し年5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

(調査及び報告)

第13条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して事業の処理状況についての調査を行い、また報告を求めることができる。

(有効期間)

第14条 本契約は平成28年7月22日に遡って効力を生じ、契約期間の終了まで有効とする。

(契約外の事項)

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング4階  
一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会  
会長 吉岡 民夫

乙

## 仕 様 書

1. 事業名：平成28年度北海道地域住宅リフォーム推進事業
2. 事業目的：
3. 事業内容：別添の「平成28年度 地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書」参照
  - (1) 地域協議会の設立・運営
  - (2) 住宅リフォームに関する講習会の開催
  - (3) 住宅リフォーム情報提供
  - (4) 住宅リフォーム事業者登録制度の設立・運営
  - (5) 住宅リフォーム専門家（リフォームアドバイザー）派遣制度の設立・運営
  - (6) 住宅リフォーム相談会等の開催（※該当するものだけ記載）
4. 成果品：下記の成果品を提出すること。
  - ・地域住宅リフォーム推進事業完了報告書（A4） 2部（正1部・副1部）
  - ・関連する電子データ 1式
5. 納 期：平成29年2月6日（月）まで
6. 納入場所：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会  
〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング4階  
TEL：03-3556-5430 FAX：03-3261-7730
7. 担 当 者：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 後藤



様式2 平成28年度 地域住宅リフォーム推進事業 事業計画書

事業名：平成28年度 ○○県地域住宅リフォーム推進事業

事業分類番号		実施する事業	事業計画の内容	事業計画の詳細
(1)地域協議会の設立・運営	(1)-1		地域協議会設立準備事務、地域協議会による会議の開催、協議会名簿、会議資料の作成等	
	(1)-2	○	○	将来、リ権協からの補助が終了した後も、地域協議会として地域住宅リフォーム推進事業を継続していくための方策検討
	(1)-3	○	○	住宅に関する一元的な相談窓口の設置・運営
	(1)-4			その他 ( )
(2)住宅リフォームに関する講習会の開催	(2)-①	○	○	リ権協企画の消費者向け講習会の開催
	(2)-②	○	○	その他の消費者向け講習会の開催 ( )
(3)住宅リフォーム情報提供	(2)-③			リ権協企画の事業者向け講習会の開催（運営費については、別途契約が必要）
	(2)-④			その他の事業者向け講習会の開催 ( )
	(3)-①			リ権協が作成・提供するパンフレット、チラシ、ポスター等の配布・展示（消費者向け）
	(3)-②			リフォームに関する消費者への情報提供（パンフレット、チラシ、ポスター等の作成、HP作成など）
(4)住宅リフォーム事業者登録制度の設立・運営	(3)-③			リ権協が作成・提供するパンフレット、チラシ、ポスター等の配布・展示（事業者向け）
	(3)-④			リフォームに関する事業者への情報提供（パンフレット、チラシ、ポスター等の作成、HP作成など）
	(4)-1			制度検討、設立準備、運営、広報、説明会開催等
	(4)-2			その他 ( )
(5)住宅リフォーム専門家(リフォームアドバイザー)派遣制度の設立・運営	(5)-1			制度検討、運営、広報、説明会開催、リフォームアドバイザー派遣等
	(5)-2			その他 ( )
(6)住宅リフォーム相談会等の開催	(6)			住宅リフォーム相談会の開催、住宅リフォームフェア等への参加など ( )

※講習会、説明会は、開催回数、各参加人数の見込数を記載して下さい。  
 ※(2)-①、(2)-②及び(6)は、「リフォームで生活向上プロジェクト」登録イベントとして、登録いたします。